

基本目標 I

人と地域で支えあうまち

重点目標 1

コミュニティで支える
地域社会を築くために

個別目標 1 協働による地域づくりの推進 76

個別目標 2 連帯意識に支えられた地域コミュニティの育成 78

個別目標 3 テーマコミュニティの育成 80

個別目標 4 市民の多様な交流と連携の促進 82

重点目標 2

互いに支えあい
健やかに暮らすために

個別目標 1 多世代共生社会の構築 84

個別目標 2 地域保健の充実 86

個別目標 3 高齢者保健福祉の推進 88

個別目標 4 障害者保健福祉の推進 90

個別目標 5 医療体制の充実 92

個別目標 6 生活支援と社会保険の充実 94

重点目標 3

認めあう
共生の社会を築くために

個別目標 1 基本的人権の尊重 96

個別目標 2 男女共同参画社会の形成 98

施策の大綱 ～基本構想より～

まちの主役は、私たち市民一人ひとりであり、このまちを構成する個性あふれるそれぞれの地域です。

私たちは、年齢や性別を越えて、人と人との繋がりを大切にし、地域や団体、NPO、企業、行政といった多様な主体が、光市の共同経営者として自覚と責任を持って、地域や共通のテーマでお互いに連携しあう、支えあいのまちづくりを進めます。

私たちは、誰もが健康で生き生きと暮らせるように、保健や医療の充実を図るとともに、地域で支えあう福祉のネットワークづくりを進めます。

私たちは、市民一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、お互いを理解し、お互いが認めあう共生の社会の形成を目指すとともに、生活のあらゆる場面において、男女共同参画社会の形成にともに取り組みます。

重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

現在、市民生活を取り巻く環境は、福祉、教育、防犯、防災など、多くの社会的・構造的な問題が顕在化・深刻化する中で、その解決には、行政のみならず、市民一人ひとりの主体的な活動と市民生活の基盤である地域単位のコミュニティの役割がますます重要となっています。

私たちは、地域に暮らす市民一人ひとりが参加し、活躍できる地域コミュニティの再構築と自主的な市民活動の活性化を進め、支えあいの地域社会の構築に取り組みます。

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

少子高齢化の進行と人口減少社会の到来等に伴い、福祉ニーズの多様化に加えて、社会保障関連経費の増大など、様々な課題が生じており、子どもからお年寄り、障害を持つ人々や経済的に弱い立場の人々など、地域に暮らす様々な市民が相互に支えあうことができる地域社会を創造することが求められています。

私たちは、保健・医療・福祉の充実と連携を進めるとともに、従来のサービス提供型の社会から、誰もが健やかでやすらぎのある生活を営むことができる支えあいと、助け合いの地域福祉社会への転換を図ります。

重点目標3 認めあう共生の社会を築くために

人々は、人生の様々な場面において、時には支えられ、時には支えたりしながら、豊かな郷土愛と人間愛を育み、思いやりのある明るい、そして温かい地域社会を築いてきました。

幸せな社会とは、人間相互の信頼と認めあいの中で築かれていくものであり、私たち一人ひとりが基本的人権の確立と人間尊重への不断の努力を傾注するとともに、社会生活の様々な場面で、男女共同参画社会の形成を図ることにより、全ての市民が等しく幸せに生活する「共生の社会」の実現に取り組みます。

重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

個別目標1 協働による地域づくりの推進

基本方針

「光市民憲章」の精神に則り、まちづくりの基本理念である「共創と協働で育む まちづくり」を実践するため、市民一人ひとりが、主体的かつ実践的にまちづくりや地域づくりに参画することができる市民参加のまちづくりを推進します。

また、平成17年12月に策定した「光市市民活動推進のための基本方針」に基づき、市民と地域と行政とが、それぞれの役割と責任を自覚しながら、地域が抱える様々な課題を解決する住民自治による地域づくりを推進します。

10年後のまちの姿

- 地域の主体的な取組みにより、地域の課題の解決や地域づくりが進んでいます。
- 伝統行事や祭りなど市民の主体的な取組みにより市民の交流が活発化しています。
- 地域住民と行政とが意識や課題を共有し、協働して取り組んでいます。

現状と課題

本市では、伝統行事や祭りなどを通じて、地域の特性を活かした様々な地域づくりが進められてきた結果、個性と魅力あふれる地域が形成されてきましたが、都市化の進展とともに、地域における助け合いの精神が希薄化し、地域の自治意識の低下や活力の衰退が懸念されています。

一方、国・地方を通じた財政状況の悪化や福祉、防災・防犯に関する問題はますます複雑・多様化しており、こうした様々な課題を行政だけの取組みで解決することが困難な状況となっています。

こうした中、地域における自治意識を醸成し、地域と行政とが適切な役割分担のもとに、住民自治による地域づくりを進めるとともに、そこに暮らす市民が積極的に参加できる仕組みづくりが求められています。

また、これまでの行政は、各部署がそれぞれの観点から地域と関わりを持つことが多く、地域や総合的な観点から地域の課題を克服していくための機能が働きにくいことが指摘されており、地域担当制の検討など、地域と行政とを結ぶ新しい取組体制の構築が求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①まちづくり活動に参加している人の割合	23.3%	30.0%	40.0%
②協働事業の数(平成18年度)	55件	70件	100件
③アダプト・プログラム(里親制度)の参加団体数	—	増加	増加

※指標① 市民アンケート調査

施策展開の方向

協働による地域づくりの推進

- ◇光市民憲章の普及啓発と住民自治の推進
- ◇協働型まちづくりの展開
- ◇協働の地域づくり意識の醸成
- ◇活動しやすい環境の整備
- ◇市民活動等への参加の促進

(1) 光市民憲章の普及啓発と住民自治の推進

市民憲章の普及・啓発を進め、市民一人ひとりの主体的かつ実践的な地域づくり活動への参加を促進するとともに、(仮称)まちづくり基本条例などの検討を進め、住民自治の促進に努めます。

地域の課題や特性を活かした地域づくりに関する学習機会を提供し、市民の参加意欲の醸成と市民満足度の向上に努めます。

(2) 協働型まちづくりの展開

市民の主体的なまちづくりへの参画と地域づくりの活性化を図るため、身近な道路や公園を地域や団体で管理する「アダプト・プログラム(里親制度)」や市民の提案と実践により市民サービスなどを提供する「協働事業提案制度」などの創設を検討し、協働型のまちづくりの具現化に向けた仕組みを構築するとともに、市民活動への支援に努めます。

(4) 活動しやすい環境の整備

市民自らが主体的に地域コミュニティの活動に参加できる、公民館等の活動拠点の場の提供や整備など、地域活動の活性化に向けた環境づくりに努めます。

また、誰もが安心して活動に参加できるよう、市民活動補償制度など、引き続き支援を進めるとともに、地域の課題について協働により解決していくための相談・支援体制の構築に努めます。

(3) 協働の地域づくり意識の醸成

市民のまちづくりや地域づくりへの参加を促進するため、広報紙やインターネット、情報提供コーナー等を有効に活用するとともに、事業推進にあたっては、地域住民とのワークショップなどにより、

(5) 市民活動等への参加の促進

市民が気軽に参加できる環境を整えるため、関係機関と連携して、企業や団体に対するボランティア休暇制度の普及促進を行うとともに、地域社会の一員である、企業の社会貢献活動を促進するための普及啓発及び情報提供を推進します。

主要な施策・事業例

	前期					後期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
市民憲章の普及・啓発							生涯学習課
(仮称)まちづくり基本条例などの検討	検討						企画情報課 地域づくり推進課
協働事業提案制度の推進	検討						地域づくり推進課
アダプト・プログラムの推進	検討・実施						地域づくり推進課 関係各課
ボランティア休暇制度の普及啓発	検討	協力要請					地域づくり推進課 関係各課

重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

個別目標2 連帯意識に支えられた地域コミュニティの育成

基本方針

単位コミュニティである自治会などを中心として、互いの顔が見え、子どもからお年寄りまで、多様な世代が参加・交流する自立と連帯による地域コミュニティを育成することにより、支えあいとふれあいの温かな地域社会を構築します。

また、それぞれの地域において、個性と連帯に支えられたコミュニティ活動が活性化されるよう、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めるとともに、自主的な地域活動の拠点となる公民館の充実を図ります。

10年後のまちの姿

- 互いの顔が見え、気軽にふれあえるご近所づきあいができています。
- 誰もが自治会に加入し活発に活動しています。
- 地域における支えあいができています。

現状と課題

近年、都市化や核家族化、さらには、個人主義の台頭などを背景として、地域の連帯意識が希薄化し、本来、地域社会が持っていた支えあいや助け合いといった相互扶助の意識が失われつつある中で、地域の抱える課題やニーズは多様化・複雑化しており、地域や市民の主体的な活動の促進が求められています。

本市における地域コミュニティの最小の単位とも言える自治会等の数は、平成18年10月末現在で、301団体、加入世帯数は約18,800世帯となってお

り、全世帯数の約85%が自治会に加入しています。しかしながら、自治会への未加入世帯や自治会そのものが組織されていない地域もあり、自治会の設立と加入促進を図ることが求められています。

また、新興団地やマンション等におけるコミュニティ意識の醸成が課題となる一方で、牛島や農山村地域の一部などの中山間地域では、人口流出や高齢化の進行に伴い、地域の自治機能の維持が困難となることが懸念されています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①自治会加入率 (自治会加入世帯数/総世帯数：H18.4.1)	85.1%	87.0%	90.0%
②自治会や公民館活動に参加している人の割合	61.4%	70.0%	80.0%
③「地域コミュニティ活動の支援」に関する満足度	9.3%	15.0%	30.0%

※指標②③ 市民アンケート調査

施策展開の方向

連帯意識に支えられた地域コミュニティの育成

- ◇ご近所意識の醸成と自治会の活性化
- ◇地域コミュニティ活動への支援
- ◇地域コミュニティを担う人材の育成
- ◇地域による主体的な公民館運営の促進
- ◇コミュニティの活性化による周辺地域の振興

(1) ご近所意識の醸成と自治会の活性化

暮らしの中の様々な課題に対して、隣近所の住民が力をあわせ、互いに助け合い、「ご近所の底力」が発揮できるよう、日常生活におけるふれあいの促進とご近所意識の醸成を図ります。

また、日常生活における支えあいとふれあいの核であり、今後のまちづくりの原動力ともなる自治会等の組織化と加入促進への支援に努めます。

(2) 地域コミュニティ活動への支援

市民自らが主体的に地域活動に参加できるよう、生涯学習、地域福祉、環境保全などの分野間での連携を密にしながら、総合的な観点からきめ細かな地域コミュニティ活動への支援を行います。

また、地域コミュニティ活動の活性化に向けた学習機会の提供や、市広報やホームページ等による積極的な情報の提供、さらには、活動場所となる施設の有効活用と充実に努めます。

(3) 地域コミュニティを担う人材の育成

市民の自主的な地域コミュニティ活動を促進するため、地域活動に対する相談体制の充実や地域の問題解決が図れるリーダーの育成に努めます。

また、今後の地域活動の中心ともなる「団塊世代」をはじめとするシニア世代が、自主的かつ主体的に地域活動に参加できる環境の整備を進めます。

(4) 地域による主体的な公民館運営の促進

自主的な地域活動の拠点である公民館の整備充実を図るとともに、地域の人々が自らの考えや責任に基づき、より効果的な活用の促進と地域活動の活性化を図るため、地域におけるコミュニティセンターとして、公民館の地域による自主運営方式の導入を進めます。

(5) コミュニティの活性化による周辺地域の振興

集落機能の低下を防ぐため、(仮称)中山間地域づくりに関する指針を作成し、地域住民がお互いを補完しあって暮らすことができる個々の実情に応じた地域コミュニティの育成と、周辺の集落との連携による持続的な地域づくりが可能となるコミュニティの仕組みづくりを促進します。

また、多様で個性あふれる地域の特性を活かした地域づくりを促進するとともに、都市部に暮らす人々との交流を進め、新しい形の中山間地域の振興を図ります。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
自治会の組織化と加入促進							地域づくり推進課
公民館自主運営体制の構築	検討・実施						生涯学習課 地域づくり推進課
岩田駅周辺地区の整備			基本方針作成		整備計画	事業実施	企画情報課 関係各課
(仮称) 室積コミュニティセンターの整備				検討			企画情報課 関係各課
(仮称) 中山間地域づくりに関する指針の作成	作成						企画情報課 関係各課

重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

個別目標3 テーマコミュニティの育成

基本方針

行政のみで対応が困難な様々な課題や市民ニーズに対応していくため、新たな市民サービスの担い手として、テーマコミュニティの育成と参加を促進するとともに、活動しやすい環境の整備を進めます。

また、市民一人ひとりのボランティア意識の高揚を図り、まちづくりへの参加意欲を醸成するとともに、それぞれの能力や個性に応じた市民活動への参加を促進します。

10年後のまちの姿

- ボランティアやNPOが活発に活動しています。
- 多くの市民が自発的に市民活動に参加し、活動に喜びと充実感を感じています。
- テーマコミュニティが社会の一翼を担い、市民サービスの水準が向上しています。

現状と課題

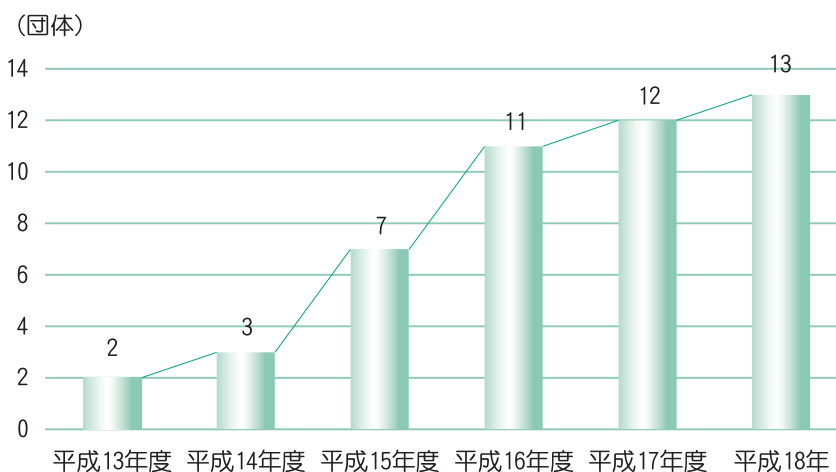
本市では、福祉、環境、教育などに関するボランティア活動や地域コミュニティ活動が活発に行われており、近年では、NPO法人が相次いで設立されるなど、地域を越えたテーマコミュニティ活動が活発に展開されています。

テーマコミュニティは、営利を目的とせず、自主・自立の精神のもとに運営されるとともに、専門的な人材を有していることから、全ての市民に対する公平性を重視する行政や、利益、効率性を優

先する企業とは異なり、細かな課題に迅速かつ柔軟に対応することが可能であり、新たなサービスの担い手として期待されています。

こうした市民活動は、市民と行政が共創・協働してまちづくりを進めるための重要な要素であるとともに、今後のまちづくりを支える大きな原動力となることから、参加の促進と活動の活性化が求められています。

● NPO法人の数の推移



※平成18年は8月末現在

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①NPO法人の数（H18.8末）	13団体	20団体	30団体
②市民活動団体の登録数	—	増加	増加
③「市民団体やNPOの育成」に関する満足度	5.9%	10.0%	20.0%

※指標③ 市民アンケート調査

施策展開の方向

テーマコミュニティの育成

- ◇ボランティア意識の醸成
- ◇テーマコミュニティ活動の活性化
- ◇テーマコミュニティによる公的サービスの提供

(1) ボランティア意識の醸成

地域におけるボランティアの心を育み、市民一人ひとりが自らの能力と個性を発揮し、主体的にボランティア活動等いわゆるテーマコミュニティ活動に参加することができるよう、積極的な情報提供や参加意識の啓発に努めます。

また、次世代を担う子どもたちが、ボランティア活動等への理解を深められるよう、体験学習などの機会を充実し、意識の醸成を図ります。

(2) テーマコミュニティ活動の活性化

ボランティアやNPO活動などの社会参加活動が活発化するよう、自主性、主体性を尊重しながら、

必要に応じてNPO法人化への支援や、テーマコミュニティ活動への助言等を行うとともに、人材の育成や確保などに努めます。

また、活動団体相互や市民とのネットワークを形成し、交流の場づくりに取り組みます。

(3) テーマコミュニティによる公的サービスの提供

テーマコミュニティによる様々な公的サービスの提供が可能になるよう、行政サービスの民間開放などを推進するとともに、テーマコミュニティが参画しやすい仕組みを構築します。

また、地域資源を活かした新たなコミュニティビジネスの事業化に向けた支援を行います。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
NPOなど社会貢献活動の促進							地域づくり推進課
相談・支援体制の構築	検討	実施					地域づくり推進課 関係各課
ボランティア教育の促進							地域づくり推進課 関係各課
コミュニティビジネスの事業化支援	検討	支援					地域づくり推進課 商工観光課

重点目標1 コミュニティで支える地域社会を築くために

個別目標4 市民の多様な交流と連携の促進

基本方針

市民相互の交流を促進することにより、郷土愛を育み、市民の一体感や連帯感を醸成するとともに、個性と魅力にあふれるまちづくりを推進します。

また、地域や団体間の交流を促進するとともに、お互いが助け合い、連携しあう、地域や団体相互のネットワークを構築します。

10年後のまちの姿

- 市民一人ひとりがまちを知り、郷土への愛着心が育まれています。
- 地域間の交流が盛んになっています。
- 地域や団体相互のネットワークが構築されています。

現状と課題

合併により誕生した本市の市民が一体感を持ち、地域づくりの中心的な役割を担っていくためには、互いの地域の特性や活動を知り、連帯感を醸成していく必要があります。

幸い、本市では、自治会や子ども会、公民館活動など地域における活動を通じた交流のほか、共通の趣味や目的を持った人が集うクラブや、様々な分野におけるNPO活動やボランティア活動が展開されていますが、こうした市民活動は、市民が主役のまちづくりを進める上で今後ますます重要

になると考えられます。

しかしながら、高齢化の進行や人口減少社会の到来に加えて、市民の連帯意識の希薄化が進み、地域社会の崩壊が危惧される中で、市民活動の活性化を図るためには、地域コミュニティ活動やボランティア活動などへの市民の理解と参画を進めるとともに、市内の地域や団体相互の交流、さらには多世代の交流を促進し、お互いが補完し、連携しあって取り組んでいくことが求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①地域づくり支援センターの年間利用者数	—	増加	増加
②光市に愛着感を持っている人の割合	68.2%	75.0%	80.0%

※指標② 市民アンケート調査

施策展開の方向

市民の多様な交流と連携の促進

- ◇多様な交流の促進
- ◇ふるさと学習の推進
- ◇地域や団体間のネットワークの構築
- ◇人と人のネットワークの構築

(1) 多様な交流の促進

地域の伝統行事や祭り、さらには、市民が気軽に参加できるスポーツ・文化行事やイベントの充実を図ることにより、市民相互の地域間交流や世代間交流など、多様な交流を促進します。

活動など、多種多様な活動団体が、お互いの特性や課題を認識し、相互の連携と協力によって補完しあうネットワークを構築するとともに、地域づくり支援センターを設置することにより、活動場所の確保と市民活動の活性化を促進します。

また、地域や団体における活動を積極的に情報発信するための市民活動掲示板の充実や各種活動をコーディネート、支援することのできる組織を育成します。

(2) ふるさと学習の推進

公民館を中心として、生涯学習や学校における総合学習等との連携のもと、郷土の歴史や文化など、総合的なふるさと学習の機会を提供し、市民が主役のまちづくりの促進と郷土愛の醸成を図ります。

(4) 人と人のネットワークの構築

市民の多様な交流は、個性的で魅力的なまちづくりを進めるために欠くことのできない要素であり、市民活動の活性化の原点でもあることから、「人」と「人」のネットワークを構築し、市民の連帯意識の醸成を図ります。

(3) 地域や団体間のネットワークの構築

自治会や公民館等による地域コミュニティ活動、ボランティア団体やNPO等のテーマコミュニティ

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
地域や団体間のネットワークの構築	検討	構築・充実					地域づくり推進課
地域づくり支援センターの設置	検討・設置						地域づくり推進課
市民活動情報提供システムの充実	検討		充実				地域づくり推進課
地域づくりコーディネーターの育成							地域づくり推進課
地域交流型イベントの充実	検討	実施					地域づくり推進課 関係各課
ふるさと学習の展開	検討	実施					生涯学習課

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標1 多世代共生社会の構築

基本方針

地域における福祉機能の強化を図るとともに、総合福祉センターを拠点とした地域福祉活動との有機的な連携体制の構築を推進します。

また、ユニバーサルデザインの推進や、多世代共生社会の形成のための環境整備を進めるとともに、多様な世代間の交流による、共生意識の高揚と助け合い・支えあいの推進を図り、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを推進します。

10年後のまちの姿

- 多様な世代間での交流がなされ、助け合いなどの地域福祉活動が活発になっています。
- 総合福祉センターを中心に、多様な福祉ニーズに的確に対応しています。
- 全ての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいます。

現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行に伴う家庭や地域における相互扶助機能が低下する中、人々の生活への不安やストレスは増大し、高齢世帯の増加による介護問題、さらには、自殺や虐待、ひきこもりなど様々な社会問題を引き起こしています。

こうした中、本市では、総合福祉センターを保健・福祉・医療の拠点施設として、多様な福祉ニーズに応えるための体制づくりを進めていますが、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすためには、行政主導の福祉サービスだけでは十分な対応が困難になりつつあります。

このため、地域住民の自主的な助け合いによる地域福祉の推進に努める必要があり、地域の持つ能力を発揮しながら、多様な世代間で支えあう地域福祉ネットワークの形成による多世代共生社会の実現が求められています。

また、超高齢社会が到来した今日、日常生活の様々な場面における障壁をなくすため、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することが必要となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①福祉ボランティアの登録者数 (人口1万人当たり：H18.4.1)	310.6人	350人	400人
②福祉ボランティアに参加している人の割合	—	増加	増加

※指標② 市民アンケート調査（今後実施）

施策展開の方向

多世代共生社会の構築

- ◇地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化
- ◇多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成
- ◇福祉ボランティアの育成
- ◇誰もが暮らしやすい地域社会づくり

(1) 地域福祉推進体制の充実と地域福祉機能の強化

民生・児童委員や社会福祉協議会、さらには、地域の自治組織や団体、ボランティア等との連携体制を再構築することにより、地域全体が一体となった地域福祉のネットワークを形成します。

また、総合福祉センター「あいぱく光」を中心に、保健・福祉・医療など、様々なサービス間の連携・調整機能を強化することにより、市民一人ひとりの多様なニーズに対応できるワンストップ相談窓口体制及びサービス提供体制の整備充実に努めます。

(2) 多様な世代間の交流の促進と福祉意識の醸成

ふれあいコールなどの福祉ふれあい事業の充実をはじめ、年齢や障害を超えたふれあいや交流を促進することにより、多様な世代が助け合い、支えあう多世代共生社会を形成します。

また、福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーションの普及やボランティア活動に関する情

報提供を進めるとともに、学校教育や生涯学習の場における福祉教育の推進とスポーツや趣味活動等を通じた障害者や高齢者等とのふれあい交流を促進します。

(3) 福祉ボランティアの育成

保健・福祉・医療に関するニーズや制度の多様化・複雑化に対応するため、社会福祉協議会等との連携を図りながら、ボランティアセンターを中心に、研修の充実や研修機会の拡大、さらにはボランティアコーディネーターの養成等を進め、資質の向上と人材の育成確保に努めます。

(4) 誰もが暮らしやすい地域社会づくり

全ての市民が安心して日常生活や社会活動ができるよう、歩道等の段差の解消をはじめ、公共施設はもとより民間の公共的施設についてもスロープ等の設置を促進するなど、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
保健・福祉・医療サービスの連携・充実							社会福祉課 関係各課
総合相談体制の充実と情報提供							社会福祉課 関係各課
地域福祉計画の推進						改定	社会福祉課
地域福祉活動の充実							社会福祉課
ユニバーサルデザインのまちづくり	まちの現況調査		推進				社会福祉課 関係各課

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標2 地域保健の充実

基本方針

光市健康増進計画「光すこやか21」に基づき、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくり運動の推進を図るとともに、各種健診の計画的な実施などにより、疾病の予防と早期発見に努めます。

また、生涯を通じて健康で快適な生活が送れるよう、光市医師会、光市歯科医師会など関係機関との連携のもと、総合的な保健体制の整備充実を図ります。

10年後のまちの姿

- 「自分の健康は自分で守る」という健康づくりへの意識が高まり、市民一人ひとりが健康づくりに取り組んでいます。
- 健康で活動的に暮らすことにより、元気な高齢者が増えています。

現状と課題

高齢化の急速な進行や生活習慣病の増加などにより、医療や介護を必要とする人々が増加し、それに伴う社会的負担も増大しています。

また、超高齢社会の到来などを背景に、老齢期の健康に対する不安感が一層高まるとともに、食生活やライフスタイルの変化、精神的なストレスの増大等と相まって、子どもや若い年代の人々にも生活習慣病や心身の疲労などが拡大しており、大きな社会問題になっています。

本市では、周南健康福祉センターや光市医師

会、光市歯科医師会などの関係機関と連携を図りながら、市民の健康の保持増進のための各種保健事業を実施してきました。

今後は、早期発見・早期治療といった2次予防のみならず、生活習慣の改善による健康増進・疾病予防などの1次予防をさらに進めるとともに、社会環境の改善を含め、元気で活動的に暮らすことのできる「健康寿命」の延伸を図ることにより、豊かな人生の実現を目指す必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①三大生活習慣病による死亡率 (平成15年、人口10万人当たり)	男：416.2 女：190.2	県平均に近づく	県平均以下
②普段から健康に心がけている人の割合	85.7%	90.0%	95.0%
③「健康づくりの推進」に関する満足度	42.9%	45.0%	50.0%

※指標① 参考：平成15年県数値（男性 359.1 女性 184.5）

指標②③ 市民アンケート調査

施策展開の方向

地域保健の充実

- ◇総合的な保健体制の強化
- ◇健康づくり運動の推進
- ◇疾病の予防と早期発見
- ◇三島温泉健康交流施設の整備と利用促進

(1) 総合的な保健体制の強化

周南健康福祉センターや光市医師会、光市歯科医師会との連携のもと、総合的な保健体制を強化するとともに、地域で活動する組織の育成や市民主体の健康づくり活動への支援に努めます。

また、保健・福祉・医療施策を総合的に推進するとともに、乳幼児から高齢者まで、全てのライフステージに応じたサービスが提供できる地域保健体制の強化を図ります。

(2) 健康づくり運動の推進

光市健康増進計画「光すこやか21」に基づき、食事・心の健康・運動を「健康づくりの3つの源」として、個人・家庭・地域と関係団体や学校・職場・行政とが連携・協力して、市民の主体的な健康管理・健康づくり運動を推進します。

また、生活習慣病などの疾患や、健康づくりに関する知識の普及・指導に努めるとともに、様々な機会を通じた健康づくりに関する情報提供を行います。

(3) 疾病の予防と早期発見

基本健康診査をはじめ、各種がん検診や歯科検診など各種検診体制の強化を図り、糖尿病やがん、心臓病といった生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見・早期治療の推進に努めます。

また、感染症の発生防止のため、計画的な予防接種を実施します。

(4) 三島温泉健康交流施設の整備と利用促進

三島温泉の泉源を活用し、人々に「健やかさ」、「憩い」、「ふれあい」という三つの恵みをテーマとした温泉健康交流施設の整備を進めます。

また、施設の運営開始後は、健康づくりや多様な観点からの事業を展開することにより、市民はもとより、より多くの人々の利用を促進し、経営の安定化や地域の活性化に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
保健サービスの充実							健康増進課
地域活動組織の育成や自主的活動の支援							健康増進課
健康増進計画に基づく、健康づくりの推進							健康増進課
各種健診の推進							健康増進課 関係各課
健康ウォーキングの推進							健康増進課
心の健康に関する施策の充実							健康増進課
三島温泉健康交流施設の整備と利用促進	実施設計等	施設整備		利用促進			社会福祉課 関係各課

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標3 高齢者保健福祉の推進

基本方針

高齢者の充実した生活の創造を目指し、健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、高齢者の生涯現役社会づくりの推進や生活環境の向上に努めます。

また、地域包括支援センターを中心とした総合相談体制を確立し、あらゆる関係機関と密接に連携しながら認知症予防や権利擁護などを推進するとともに、地域に密着したサービスの基盤整備を図り、住み慣れた地域で高齢者を支える体制づくりに努めます。

10年後のまちの姿

- 高齢者への多面的な支援体制が充実し、地域の中で安心した生活を送っています。
- 介護予防や健康づくりの体制が充実し、高齢者が生き生きと元気に暮らしています。
- 高齢者が趣味や地域活動など、多様な場面で活躍し、充実した生活を送っています。

現状と課題

わが国の平均寿命は飛躍的に延び、超高齢社会の到来とともに、介護を必要とする人の増加と併せて、介護期間が長期化する一方で、核家族化や価値観の多様化等により、介護する家族の負担が増大するなど、介護予防や健康づくりといった高齢者保健福祉の推進が大きな課題となっています。

こうした中、本市では、高齢者の生きがい対策や保健・福祉サービスの充実など、総合的な高齢者施策の推進に努めてきましたが、長い高齢期を健康で、充実した日々を過ごすためにも、できる限り要介護状態に陥ることがないよう、保健事業や

健康づくり対策をより強化し、介護予防を推進することが求められています。

また、高齢者の積極的な社会参加を促進するための環境づくりが求められるとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、地域とともに高齢者を支える体制づくりを構築する必要があります。

特に、今後は、団塊の世代に代表されるヤングシニアなど、活力と多くの経験を持つ人々を、地域活動を担う人材として、職域から地域へと活動の場を移していくことができる環境の整備が求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①居宅サービスの利用割合(65歳以上人口当たり)	9.5%	9.6%	10.2%
②「高齢者福祉対策」に関する満足度	17.6%	20.0%	30.0%
③老人クラブの会員数(H18.4.1)	4,501人	4,600人	4,700人

※指標① 介護保険の居宅サービス受給者数/65歳以上人口×100 指標② 市民アンケート調査

施策展開の方向

高齢者保健福祉の推進

- ◇介護予防対策の推進
- ◇高齢者支援体制の充実
- ◇介護サービスの充実
- ◇生涯現役社会づくりの推進と生活環境の整備

(1) 介護予防対策の推進

生活機能の維持・向上のため、各公民館など身近な地域で健康体操などの健康づくりを推進するとともに、身体機能のみならず、認知症に伴う心身両面からの機能低下の早期発見による悪化予防を重点目的とした福祉サービスの充実と関係機関との連携により、状態に応じた継続的かつ効果的な介護予防対策を展開します。

応じて様々なサービスが受けられるよう、サービスの充実を図るとともに、介護予防重視型のサービスを推進します。

また、高齢者が住みなれた地域で生活が継続できるよう日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの提供を促進するとともに、地域包括支援センターを中核として、適正な介護予防ケアマネジメントを推進し、地域ケアシステムの構築に努めます。

(2) 高齢者支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関が有機的に連携を持ち、あらゆる相談に包括的に対応できるワンストップ相談窓口としての体制と、地域で高齢者を支えるネットワークやサービス体制の構築に努めます。

また、認知症高齢者が尊厳を保ちながら住みなれた地域で穏やかな生活が送れるよう、地域や関係機関との連携による相談・支援体制を充実するとともに、成年後見制度など権利を擁護する事業の周知や利用促進への支援を行います。

(4) 生涯現役社会づくりの推進と生活環境の整備

豊かな経験や知識を有している高齢者が、地域社会の担い手として、地域づくりやボランティア活動、さらには起業活動など、生きがいを持ちながら、積極的かつ有意義な人生を送れるよう、社会参加への支援を行うとともに、老人クラブ等への活動支援などにより、活力あるまちづくりを推進します。

また、理学療法士、建築技術職員など関係機関との連携のもと、個々のニーズに応じた住宅改修への指導や助言を行うとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、暮らしやすい生活環境の向上に努めます。

(3) 介護サービスの充実

介護の必要な高齢者が、本人や家族の希望に

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
高齢者の健康づくりの推進							健康増進課
介護予防・認知症予防対策の推進							社会福祉課 関係各課
高齢者への相談支援体制の充実							社会福祉課 介護保険課
離島における支援施策の充実							社会福祉課 介護保険課
権利擁護の視点に立った支援体制の確立							社会福祉課 介護保険課
介護保険サービスの充実							介護保険課
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進	次期計画策定				次期計画策定		社会福祉課 介護保険課等
高齢者の社会参加と就労の促進							社会福祉課 関係各課
高齢者の居住関係施策の推進							社会福祉課 関係各課

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標4 障害者保健福祉の推進

基本方針

「光市障害者福祉基本計画及び障害福祉計画」に基づき、リハビリテーションとノーマライゼーションの2つの理念のもと、障害を持つ人が一人の個人として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者を社会全体で支援する仕組みを構築します。

10年後のまちの姿

- 障害を持つ人に対する正しい理解が深まっています。
- 障害を持つ人も持たない人も、地域の中でともに生活し、助け合う社会が築かれています。
- 障害を持つ人が自立し、生きがいのある安定した生活を送っています。

現状と課題

本市では、これまで在宅福祉サービスの充実や生活環境の改善など、障害者福祉の推進に努めてきましたが、疾病や交通事故、さらには社会的なストレスなどにより、障害発生の要因が多岐にわたり、高齢化の進行とも相まって、心身に障害があり、日常生活に支援を要する人は増加傾向を示しています。

こうした中、国においては、平成15年にはこれまでの措置制度から、利用者の主体性や選択性を尊重した「支援費制度」が導入されましたが、就労や社会参加に関する社会環境整備は十分とは

いえない状況であったことから、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、障害者の地域生活への移行と就労の促進など、自立の支援への取り組みが重要な課題となっています。

また、障害の有無にかかわらず全ての人々が個人として尊重され、地域の中でともに助け合い、平等に活動できる社会を築いていく必要があり、障害者の社会参加を困難にしている様々な社会生活上の障壁（バリア）を取り除くとともに、保健・医療、教育、雇用とも連携した総合的な施策の推進が求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①障害者雇用率（H18.6、下松公共職業安定所調査）	1.98%	2.0%	2.0%
②「障害者福祉対策」に関する満足度	13.1%	20.0%	30.0%
③障害者（児）を支援したことがある人の割合	—	増加	増加

※指標②③ 市民アンケート調査（③は今後実施）

施策展開の方向

障害者保健福祉の推進

- ◇制度の周知と市民意識の醸成
- ◇自立と社会参加の支援と支えあい
- ◇利用者主体のサービス利用

(1) 制度の周知と市民意識の醸成

障害者自立支援法の施行に伴うサービス利用の仕組みを周知するとともに、市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深め、障害を持つ人が社会の一員として積極的に活動できる社会環境をつくるため、市民に対する正確な情報提供と福祉教育の充実を図ります。

また、障害者の社会参加促進の場として、障害者（児）支援施設の充実に努めます。

(2) 自立と社会参加の支援と支えあい

各種社会活動やスポーツ・レクリエーション活動等における交流機会の充実や、関係機関及び民間事業所等とも連携を図りながら、障害者雇用の拡充に努めるなど、障害者の積極的な社会参加と市民全体での支えあいの促進を図ります。

(3) 利用者主体のサービス利用

利用者主体の選択・自己決定を尊重し、住みなれた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、訪問系や日中活動系のサービスを中心とした身近なサービスの提供体制の確保・充実に努めます。

また、相談体制や学習機会の充実を図り、家庭や地域において障害者が安心して生活を送ることができるよう支援します。

さらに、真に障害者の自立支援に寄与する制度となるよう、国に対して、障害者自立支援制度の充実にに向けた要請を行います。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
制度の周知と市民意識を高める広報・啓発活動							社会福祉課
障害者保健福祉サービスの充実							社会福祉課
障害者の自立と社会参加の促進							社会福祉課
障害児者家族サポート事業の推進							社会福祉課
学校教育における福祉教育の実施							学校教育課
交流機会の充実と支えあいの促進							社会福祉課
障害者の雇用の促進							社会福祉課 関係各課
相談支援体制の充実							社会福祉課
サービス提供体制の確保・充実							社会福祉課
障害者福祉基本計画の推進			次期計画策定				社会福祉課
障害福祉計画の推進	次期計画策定				次期計画策定		社会福祉課

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標5 医療体制の充実

基本方針

市民が安心して、いつでも必要なときに適切な医療サービスを受けることができるよう、医師会など関係機関との連携による地域医療体制の充実や救急医療体制の充実に努めます。

また、地域医療の基幹病院として、安定した医療サービスを提供していくため、2つの市立病院の機能分担と連携を強化し、経営の健全化と高度な医療の提供に努めます。

10年後のまちの姿

- 地域医療体制が充実され、誰もが安心して医療サービスを受けています。
- 救急医療体制の充実や医療機器の整備により、医療サービスが充実しています。
- 市立病院では、地域の基幹病院として市民に必要とされる医療を提供しています。

現状と課題

近年の少子高齢社会の急速な進行や、生活習慣病や慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化等に伴い、医療へのニーズはますます多様化するとともに、量的拡大から質的充実へと変化しています。

本市には、2つの市立病院が設置されており、これまで地域の基幹病院として医療体制の充実に取り組み、地域医療の向上に大きく寄与してきましたが、医療制度改革や高度医療の進展の中で、市民の医療ニーズに対応するためには、医療機

能の充実や2つの市立病院の機能分担と連携の強化、さらには経営の健全化などにより、良質な医療の提供に努めていく必要があります。

また、医師会など関係機関との連携のもと、市民がいつでも必要なときに必要な医療を受けることができるよう、疾病予防から早期発見・早期治療、リハビリテーションに至る、一貫した質の高い地域医療が提供できる体制を充実するとともに、離島における医療体制や休日夜間救急体制を充実していく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①小児科医の数 (H16.12)	5人	増加	増加
②「地域医療対策の充実」に関する満足度	29.1%	35.0%	40.0%
③医師・歯科医師数 (H16.12)	116人	維持	維持
④医療施設数 (H16.10)	62ヶ所	維持	維持
⑤市立病院における診療所等からの紹介率(年度)	光：27.3% 大和：12.3%	光：35.0% 大和：20.0%	光：40.0% 大和：25.0%

※指標② 市民アンケート調査

指標⑤ 紹介率 = (文書による紹介患者数 + 救急用自動車による搬入患者数) / 初診患者数 × 100

施策展開の方向

医療体制の充実

- ◇地域医療体制の充実
- ◇救急医療体制の充実
- ◇市立病院の充実

(1) 地域医療体制の充実

光市医師会や光市歯科医師会、医療機関、関係団体等との連携の強化に加えて、かかりつけ医の推進や病診連携の促進等により、疾病予防やリハビリテーションを含めた適切な医療を受けられる体制づくりを行うとともに、休日診療所や牛島診療所の円滑な運営など、包括的な地域医療体制の充実を図ります。

(2) 救急医療体制の充実

光市医師会や関係医療機関などとの連携を強化し、休日夜間医療体制の充実に努めるとともに、大規模災害発生時における災害救急体制の確立に努めます。

また、光市医師会や三次医療機関との緊密な

連携を図りながら、二次医療機関としての市立病院の機能の強化に努めます。

(3) 市立病院の充実

地域における基幹病院として、2つの市立病院の役割を分担しながら適正な運営を図るとともに、中核病院としての質の高い医療を目指し、市民により一層信頼される病院づくりを進めます。

また、医療制度改革などにより経営環境が厳しい中、光市病院事業整備計画に基づき、市立病院の役割を明確にするとともに、病院経営の安定化を進めます。

さらに、市民の健康や医療に対する関心は高まっており、新しい医療ニーズに対応した診療機能の充実に向けた取組みを進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
かかりつけ医の推進など包括的地域医療体制の充実							健康増進課
休日診療所の円滑な運営							健康増進課
牛島診療所の医療の確保							健康増進課
医師の確保と高度医療機器の充実							病院局
病院経営の安定化							病院局
両市立病院の機能分担と連携強化							病院局
休日夜間救急診療体制の充実							病院局
小児救急体制の充実							健康増進課 病院局

重点目標2 互いに支えあい健やかに暮らすために

個別目標6 生活支援と社会保険の充実

基本方針

要保護世帯の生活の安定を図るとともに、就労支援や他制度の活用を促進することにより、自立への支援を進めます。

また、全ての市民が健康で文化的な生活を送るため、各制度への理解と認識を高め、国民年金では加入促進を図るとともに、医療・介護では健康づくりや疾病予防、介護予防などの予防事業を促進するなど、市民生活を支える基礎となる社会保険制度の安定した運営を図ります。

10年後のまちの姿

- 低所得者世帯の生活が安定し、自立と更生が進んでいます。
- 制度の理解と認識が高まり、健康で文化的な生活を送っています。
- 社会保険制度の安定的な運営が継続され、安心して生活しています。

現状と課題

社会経済情勢の変化や介護保険料などの新たな社会負担の増大によって、生活保護を求める相談が増加する中、低所得者に対する生活支援は引き続き重要な課題になっており、低所得者世帯の健康で文化的な最低限の生活を保障するため、適正な援護と早期の自立・更生を図ることが必要となっています。

また、急速な少子高齢化の進行により、働く世代の負担は今後ますます増大することが予測され

る中、国民健康保険・国民年金・介護保険などの社会保険制度全般において、安定的な運営が困難となりつつあり、引き続き、事業の充実や制度の長期的安定を図り、安心した市民生活を送ることができるよう、取組みを進めていくことが必要です。

さらに、医療制度については、後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度に関する市民への周知と円滑な制度導入に向けた取組みが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①国民健康保険税の収納率	79.9%	81.0%	82.0%
②国民健康保険口座振替利用率	47.9%	65.0%	70.0%
③介護保険料の収納率	97.0%	97.2%	97.5%

施策展開の方向

生活支援と社会保険の充実

- ◇公的扶助の充実
- ◇国民年金制度の円滑な実施
- ◇国民健康保険制度の充実
- ◇後期高齢者医療制度の円滑な実施
- ◇介護保険制度の充実

(1) 公的扶助の充実

低所得者の生活の自立を支援するため、関係機関との連携による相談・指導体制の充実を図り、援護を必要とする世帯の生活実態の把握に努めることにより、生活保護の適正な実施と、就労の促進や各種制度の有効活用等により、保護世帯の自立を促進します。

(2) 国民年金制度の円滑な実施

国民年金制度についての趣旨の普及と理解を深めるため、広報活動の展開等により未加入者解消を図るとともに、受給権の確保と収納率の向上に努め、制度の安定的な運営を推進します。

(3) 国民健康保険制度の充実

健康づくりや疾病の予防と早期発見・早期治療など、予防に関する事業に積極的に取り組むとともに、市広報や医療費通知などを通じて適正医療と健康に関する意識啓発を進めます。

また、平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者を対象として、生活習慣病の予防・改善に向けて、健診事業を行うとともに、健診結果に基づいたきめ細かな保健指導事業を展開します。

さらに、国民健康保険事業の安定運営に向けて、収納率の向上対策を展開するとともに、国庫負担金の引き上げなどを国に対して要請します。

(4) 後期高齢者医療制度の円滑な実施

現行の老人保健制度に代わって、平成20年4月から導入される後期高齢者医療制度の円滑な導入と運営を図るため、広域連合による県内市町との連携のもと、各種準備を進めるとともに、市民への制度の普及に努めます。

(5) 介護保険制度の充実

平成12年4月の介護保険法の施行後、様々な制度改革が展開されていることから、高齢者等に対する制度の一層の理解の促進と相談体制の充実に努めるとともに、介護予防を推進し、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、多様なサービスの提供を促進します。

また、要介護認定や給付、保険料の徴収など、適正な事業実施を推進するとともに、安定的制度運営に向けて、介護予防対策の充実や収納率の向上に努め、国に対して制度の改善に向けた取り組みを要請します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
生活保護の適正実施と相談体制の充実							社会福祉課
生活保護世帯の早期の自立と更生への支援							社会福祉課
国民年金加入促進・納付対策の充実							市民課
後期高齢者医療制度の導入に向けた取り組みの強化と安定運営	準備						市民課
介護保険事業の円滑・適正な推進と安定運営							介護保険課

重点目標3 認めあう共生の社会を築くために

個別目標1 基本的人権の尊重

基本方針

市民一人ひとりの豊かな人権感覚や人権意識の高揚を図り、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、学校をはじめ、地域や職場など、様々な場面での人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進します。

また、基本的人権を尊重し、市民一人ひとりを大切にするまちづくりを目指し、関係機関や関係団体と連携し、市民と行政が一体となった人権擁護活動の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 市民の人権問題に対する理解が深まり、市民に広く人権意識が浸透しています。
- 全ての人々の基本的人権が尊重され、差別やいじめのない明るい社会づくりが進んでいます。

現状と課題

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日、心豊かで思いやりに溢れた市民生活を実現していくためには、全ての人々の基本的人権が尊重された、差別のない明るい地域社会の構築が求められています。

また、女性や子ども、高齢者、障害者など今なお様々な人権問題が幅広く存在し、社会の変化に伴い、新たな課題も発生している状況の中、ドメスティック・バイオレンスやいじめなど、生命に危険を及ぼす事件も社会問題化しており、人権問題の根絶に向け、行政や学校、職場、地域など、市民一人ひとりが自らの課題としてさらなる取り組みが求められています。

こうした中、本市では、平成17年2月、光市隣保

館運営等審議会より「同和行政の総括」についての答申が行われ、今後は、これまでの同和行政の成果を踏まえ、同和問題を人権問題の課題の一つとして捉えるとともに、引き続き、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発活動に努めることが必要です。

今後も、幅広い人権問題への対応や、人権尊重を踏まえた行政施策の推進など、より一層の人権に関する総合的な取組みを推進するとともに、「山口県人権推進指針」等を踏まえ、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現」を目指し、「基本的人権の尊重」という普遍的視点に立って、人権教育の推進及び啓発活動に努めていくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①人権教育・啓発事業参加者数(年度)	1,800人	2,000人	2,800人

施策展開の方向

基本的人権の尊重

- ◇学校における人権教育の推進
- ◇地域における人権教育の推進
- ◇人権施策の推進体制の整備充実
- ◇人権擁護活動の推進
- ◇指導者の育成

(1) 学校における人権教育の推進

子どもの発達段階に即し、学校のエデュエーション活動全体を通して、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、実践的な人権感覚や人権の大切さに気付く豊かな感性の育成に向け、学校における人権教育の推進体制の確立や実践化につながる指導の充実に努めます。

また、一人ひとりの個性の違いやその良さを認め、他人も尊重できる人間関係を構築するための教育の環境づくりに努めるとともに、家庭や地域社会と連携し、相互に補完しながら人権教育を推進します。

(2) 地域における人権教育の推進

家庭や地域社会における人権問題の具体的把握に努めるとともに、市民一人ひとりが人権に対する正しい認識と理解を深めるため、啓発活動に努め、各種講演会や研修会などを通じて、広く人権意識の高揚に努めます。

また、人権に関わる関係各課や関係機関との連携を図りながら、基本的人権の尊重を育む教育・啓発活動を進めるとともに、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を構築するため、

市民の自主的な学習や交流活動への支援を進めます。

(3) 人権施策の推進体制の整備充実

人権施策の推進にあたり、市民、団体、事業者等と行政がともに考え行動していくため「(仮称)人権施策推進審議会」を設置するとともに、「人権教育推進協議会」など関係機関と連携を図りながら、推進体制の充実・強化に努めます。

(4) 人権擁護活動の推進

女性や子ども、高齢者、障害者などの、人権に関する相談窓口の充実に努めるとともに、人権意識の高揚を図るため、人権擁護機関等と連携しながら、人権擁護の推進のための啓発活動や広報活動を推進します。

(5) 指導者の育成

人権問題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めるとともに、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、学習機会の充実に努めます。

主要な施策・事業例

	前期					後期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
講演会や研修会の実施							人権推進課 人権教育課
人権教育の指導者の確保							人権推進課 人権教育課
学校における人権教育の実施							学校教育課 人権教育課
相談事業の実施							人権推進課 人権教育課
隣保館のコミュニティ施設としての充実							人権推進課 生涯学習課
(仮称) 人権施策推進審議会の設置	>						人権推進課

重点目標3 認めあう共生の社会を築くために

個別目標2 男女共同参画社会の形成

基本方針

平成18年度に策定した「光市男女共同参画基本計画」に基づき、女性も男性も、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中で自己実現できる社会の実現、そして、その能力が十分に発揮できるよう、各種審議会等、意思決定過程への女性の参画など、男女共同参画の促進とともに、就労における男女平等の推進に努めます。

また、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）による被害者の相談窓口等の充実を進め、配偶者からの暴力がない社会の実現を目指します。

10年後のまちの姿

- 市民に男女共同参画意識が浸透し、女性も男性も暮らしやすい社会が実現しています。
- 家庭や地域、就業等の場において、男女が互いに尊重し協力しあう社会が実現しています。
- 審議会や委員会などにおける女性の割合が増え、女性の視点も活かされたまちづくりが進んでいます。

現状と課題

近年の少子高齢化の進展や経済・産業構造の変化、ライフスタイルの多様化など社会環境が大きく変化する中、将来にわたって豊かで活力ある社会を構築するためには、女性も男性も全ての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められます。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年12月には第1次男女共同参画基本計画、そして平成17年12月には、この計画期間中の取組みを評価・総括した新しい

第2次男女共同参画基本計画が策定されました。

しかしながら、いまだに日常的に家庭や地域、職場、学校など、さまざまな場面で、古くからの男女の固定的な役割分担意識や女性の能力、適性に関する偏見が根強く残っています。

本市では、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めてきましたが、人権侵害として大きな社会的問題となっている配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）への対応など、新たな課題も山積していることから、男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる施策の推進に努めていくことが急務となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①審議会などへの女性登用率（H18.4.1）	19.2%	30.0%	40.0%
②「男女共同参画の推進」に関する満足度	9.7%	15.0%	30.0%
③男女が平等だと思っている人の割合	40.6%	50.0%	60.0%
④性別による役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）を肯定する人の割合	56.9%	50.0%	40.0%

※指標②③ 市民アンケート調査 指標④ 男女共同参画に関するアンケート調査（H18.5）

施策展開の方向

男女共同参画社会の形成

- ◇男女平等意識の確立
- ◇男女共同参画の推進
- ◇配偶者暴力（DV）等への対応

(1) 男女平等意識の確立

社会通念やしきたりの中での男女の役割分担意識の改革や、正しい知識を身につけてもらうため、学習・実践機会の充実や周知・啓発活動を進め、市民の男女平等意識を確立します。

家庭と仕事が両立できる就業環境づくり、さらには女性の人権に配慮した地域社会の環境づくりを促進します。

(2) 男女共同参画の推進

男女がともに個性と能力を発揮できる社会を実現するため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、企業等への働きかけにより、

(3) 配偶者暴力(DV)等への対応

職場におけるセクシャルハラスメントや配偶者からの暴力(DV)などの根絶に向けた周知・啓発活動を進めるとともに、被害者に対する相談機能の充実など、DV被害者が自立できるよう、支援します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
男女共同参画や配偶者暴力に関する情報提供と啓発							企画情報課 社会福祉課
（仮称）光市男女共同参画推進ネットワークの設置	検討	設置					企画情報課
庁内推進体制の構築	設置						企画情報課 関係各課
各種審議会等、意思決定過程への女性の参画の促進							企画情報課 関係各課
配偶者暴力に関する相談窓口・支援体制の充実							社会福祉課 企画情報課
事業所等での男女共同参画の推進							企画情報課